

【アメリカ】有害物質規制法の改正

主幹 海外立法情報調査室 原田 圭子

* 2016年6月22日、1976年に制定された「有害物質規制法」が約40年ぶりに改正された。
この法律では、有害物質の規制に関して環境保護庁の権限が大幅に強化されている。

1 背景と経緯

米国の環境保護庁（Environmental Protection Agency：EPA）は1976年に制定された「有害物質規制法（Toxic Substances Control Act 以下「TSCA法」）」に基づき、米国において製造、輸入又は加工される化学物質（注1）の安全管理を行う。具体的には、化学物質リスト（TSCA Inventory）を作成し、製造者等から製造前に新規化学物質の届出を受け、届出情報確認後にリストに追加（リストに掲載された化学物質は製造、輸入、加工が可能となる）する。既存の化学物質についても規制する権限を持つ。しかしながら、その権限は限定的で、2012年までにリストに掲載された化学物質は約84,000種類であるが、追加の情報を得るためにテストが行われたのは約260種類、実際に禁止に至ったのは5種類に過ぎず、うちアスベストについては、1989年にEPAがアスベストを含むほとんどの製品を禁止したのに対して、1991年に連邦最高裁判所により、EPAはアスベストの健康又は環境に対するリスクを十分に説明していないとして、その決定が退けられている（注2）。このように連邦法では規制が十分できないため、カリフォルニア州、メイン州など複数の州で有害物質を規制する州法が制定されている（注3）。

有害物質規制を実効あるものにするために、数度にわたってTSCA法の改正案が提出されており、ようやく2016年6月22日にP.L.114-182「21世紀ローテンバーグ化学安全法」として成立した（以下「新法」）（注4）。新法は、2編全23か条から成り、TSCA法の改正は第1編で規定されている。

2 新法の概要

(1) 化学物質のテスト

ある化学物質について、EPAが製造者等にテストの実施又は情報の提供を請求するためには、TSCA法では、その化学物質について潜在的なリスクがある証拠を示さなければならなかったが、新法では、現在ある情報では不十分であるため新しい情報が必要なことを示せば、テスト等を請求できる（第4条）。

(2) 新規化学物質の届出及び承認

TSCA法では、新規化学物質の届出後90日以内にEPAから回答がなければ、その化学物質は承認されたとして製造・輸入・加工ができたが、新法では、EPAは申請に対して90日以内（1回の延長が認められる）に承認する必要がある（第5条）。

(3) 優先順位づけ、リスク評価及び規制

TSCA法では、EPAには既存の物質の再評価を行う義務が課されていなかったが、新法

では、EPA は既存の化学物質に対して再評価を行い、高リスクの物質については優先度を高くして、改めて評価を行う。また、その手順及び評価基準も定める。(第 6 条)

(4) リストの見直し

現在のリストには既に使用されていない化学物質も含まれているため、それらを除外し、現在使用されている化学物質のみを管理できるように、EPA は、新法制定後 1 年以内にリストの管理に関する新しい規則を定め、製造者等はその規則に基づき過去 10 年間に製造した化学物質を届け出る。EPA はその情報を基にリストの再作成を行う。(第 8 条)

(5) 秘密情報

TSCA 法では、製造者等が秘密であると申請した情報(成分、用途など)がそのまま秘密情報として保護されてきた。新法では、EPA はその情報が本当に保護すべきものかどうかを判断することを求められる(第 8 条)。また、秘密情報の保護期間を新たに 10 年と定め、製造者等は 10 年後に再申請をする必要がある(第 14 条)。

(6) 州法との関係

2003 年 8 月 31 日以前に制定された州法、及び 2016 年 6 月 22 日までに採られた規制は効力を持ち、州は EPA がまだ検討していない化学物質についての規制を引き続き行うことができる。しかし一旦 EPA が安全性について最終判断をした場合は、EPA の判断が州法の規定に優先する。(第 13 条)

(7) 基金の創設

TSCA 法では、既存化学物質のテスト又は新規化学物質の調査のために、1 社当たり 2,500 ドル(小規模会社の場合は 100 ドル)(注 5)の手数料を徴収していたが、これらは一般会計に組み込まれ、直接 EPA の活動に充てられることはなかった。新法では、財務省に「TSCA サービス料基金(TSCA Service Fee Fund)」を設置し、ここから EPA の活動に対して年間 2500 万ドル又は EPA の活動の 25%まで支出することができる。また、EPA に対して手数料徴収のための規則を制定する権限を与えている。(第 17 条)

注(インターネット情報は 2016 年 9 月 15 日現在である。)

- (1) この法律では化学物質とは、特定の分子的特性を有する有機又は無機の物質であり、農薬、たばこ、食品、医薬品及び化粧品等は対象外である(15U.S.C. 2602(2))。
- (2) アスベストの規制に関する経緯は次のサイトを参照。*U.S. Federal Bans on Asbestos* <<https://www.epa.gov/asbestos/us-federal-bans-asbestos>>
- (3) 州ごとの規制の状況については、次のサイトを参照。*SaferStates* <<http://www.saferstates.org/>>
- (4) P.L.114-182. Frank R. Lautenberg Chemical Safety for the 21st Century Act <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-114publ182/pdf/PLAW-114publ182.pdf>>
- (5) 1 ドルは約 104 円(平成 28 年 9 月分報告省令レート)。

参考文献

- ・河野真貴子「米国における有毒物質管理法の現在と将来：全体像と正当化されないリスク基準」『一橋法学』11(2), 2012.7, pp.483-556. 一橋大学機関リポジトリからアクセス可能。<<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/23176/1/hogaku0110200850.pdf>>